

3- (10) 責任を持って行動できる大人に育てます

重点項目34 生徒指導の充実**【目標】**

- ・大人が率先して範を示すことで、子どもたちに社会の形成者として必要な規範意識を社会全体で教える環境づくりを進める。

(ルールやマナーを守る割合)

H20：小学校72%、中学校59% ⇒ H25：それぞれ80%)

- ・小・中・高校における暴力行為が全国と比べて多く、全国平均を下回る水準に減少させる。
- ・いじめの根絶をめざすとともに、不登校を減少させる。
(H19暴力行為の発生件数：小学校411件、中学校5,295件、高校652件)
(H19いじめの認知件数：小学校1,163件、中学校1,872件、高校216件)
(H19不登校児童生徒数：小学校1,579人、中学校7,236人、高校4,593人)

生徒指導の充実**①子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実**

中学校生徒会サミットを実施

②「こころの再生」府民運動の推進

社会の形成者として必要な規範意識の醸成

③児童生徒への指導・支援体制の充実

小・中学校における生徒指導体制の充実と専門家等外部人材の活用による支援

④不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

専門家を活用した教育相談体制の充実や小・中学校間及び教育支援センター（適応指導教室）との連携の推進

⑤いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成

「いじめ対応プログラム」の活用、問題解決能力育成プログラムの開発の検討

⑥携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進

携帯・ネット上のいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、指導・啓発資料、規制等の実施に向けた具体的対応策を推進

⑦生徒支援体制の充実

府立高校における生徒支援体制の充実

①子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実

《事業概要》


府全体の生徒会で取り組む目標を設定し、その過程を通して、生徒自らがルールを作り、そのルールを守るという自主的・主体的な姿勢をはぐくむために「中学校生徒会サミット」を実施する。中学校で生徒会を中心に取り組んでいることの情報交換や、知事や教育長等との意見交換の場を設ける。あわせて、その成果を発信し、府域での生徒会活動の活性化の気運を高める。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
17市町の代表が参加して中学校生徒会サミットを実施	全市町村の代表が参加して中学校生徒会サミットを実施

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全市町村代表参加で実施				



②「こころの再生」府民運動の推進(重点項目32 ①参照)

③児童生徒への指導・支援体制の充実

《事業概要》

児童生徒の規範意識の向上と自己指導能力の育成を図るため、「いじめ対応プログラム」^{注1}等を活用し、学校における組織的な対応を充実させ、生徒指導体制の強化に努める。そのため、小学校へのスクールカウンセラーの配置に向けた検討を行うなど専門家を活用した児童生徒の支援体制の充実を図る。また、児童生徒に対し、福祉的観点からの支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの活用を充実する。あわせて、専門家のネットワーク化と資質の向上を図る。

さらに、府の総合治安対策を踏まえ、少年非行や暴力行為をはじめとする生徒指導上の課題に対し、非行防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンター等関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全中学校にスクールカウンセラーを配置 ・ スクールカウンセラーの研修の実施 (年2回) ・ スクールソーシャルワーカーを全市町村に派遣 ・ 全小学校の5年生に対して非行防止教室を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校へのスクールカウンセラーの配置の検討 ・ スクールカウンセラーの資質の向上 ・ スクールソーシャルワーカーの資質の向上と派遣の充実 ・ 非行防止教室の充実

※注1 【いじめ対応プログラム】いじめへの緊急対応と事後指導の観点から、被害・加害等の状況把握と迅速な対応、子ども・保護者への継続的なサポート、関係機関との連携等の流れを時系列で整理し、局面ごとに必要な学校及び府・市町村教育委員会の対応を示している。また、未然防止の観点から、子どもの小さなサインを見逃さないためのチェックリストや、子ども自身にいじめを乗り越える力を身に付けさせるため30のプログラムと、それを活用するための指導プラン等を掲載している。(平成19年6月・8月 大阪府教育委員会発行)

《スケジュール》

○スクールカウンセラーの資質の向上と小学校への配置の検討

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
大阪府臨床心理士会との定期連絡会議の開催 系統的な研修等の実施				
—————▶				
小学校への配置の検討				
- - - - -▶				

○スクールソーシャルワーカーの資質の向上と派遣の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
連絡会議の実施と派遣の充実				
—————▶				

○少年非行未然防止のための非行防止教室の充実（少年サポートセンターの機能の強化）

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
非行防止教室におけるメニューの充実				
—————▶				
非行防止教室等の対象を小5から中1まで拡大することを検討				
- - - - -▶				

④不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

《事業概要》

不登校の未然防止に向け、各市町村及び校内における不登校対策会議の実施や小・中学校間の連携を推進するとともに、スクールカウンセラーを活用したきめ細かな教育相談体制の充実を図る。

また、長期にわたり不登校状態が継続している児童生徒の学校復帰に向け、効果的な支援や小学校段階での早期対応を図るため、訪問指導アドバイザー^{注1}等を派遣・配置することによって、学校や市町村教育委員会、教育支援センター（適応指導教室^{注2}）の支援に努める。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
各市町村及び校内における不登校対策会議の実施	対策会議の充実

現 状	平成 25 年度
訪問指導による不登校児童生徒の支援 19 市町を支援	訪問指導の充実 全市町村を支援

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
対策会議の充実				
→				
訪問指導アドバイザー等の段階的な派遣・配置の充実				全市町村を支援
→				→

※注1【訪問指導アドバイザー】長期にわたり不登校状態が継続している児童生徒及びその保護者に対し、関係機関等との連携を含めた支援の充実を図るため、市町村教育委員会の要請に応じ教職員及び適応指導教室職員や訪問指導員に指導・助言する専門家。

※注2【教育支援センター（適応指導教室）】不登校児童生徒に対して学校復帰のための指導・援助を行うために、教育委員会が教育センター等の学校以外の場所や学校内の余裕教室等を活用して設置しているものであり、指導員等によりカウンセリング、教科指導、集団活動等の指導・相談活動が行われている。

⑤いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成

《事業概要》

いじめ等生徒指導上の課題解決に向けた速やかな対応と未然防止策のため、「いじめ対応プログラム」の活用を推進する。また、小6から中1への接続等生徒指導上の具体的な課題に対応した問題解決力育成プログラムの開発及びプログラムに対応した人間関係トレーニング、児童生徒による参加体験型の学習等の実施について検討する。あわせて、いじめ等による被害児童生徒を支援するため、第三者性を活かした被害者救済システム^{注1}の充実を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対応プログラム」の策定(H19) ・「いじめ対応プログラム実践事例集」の発行 ・被害者救済システムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対応プログラム」活用のための教員研修の実施 ・問題解決力育成プログラムの開発の検討 ・早期対応及び支援活動の充実

《スケジュール》

○「いじめ対応プログラム」活用のための教員研修の実施

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
活用研修等の実施と各学校における実践				
▶				

○問題解決力育成プログラムの開発の検討

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
プログラム開発とプログラムに対応した取組みの検討 (実践事例集、人間関係トレーニング等体験活動)				
▶				

○早期対応及び支援活動の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
被害者救済システムの充実				
▶				

※注1【被害者救済システム】教育委員会が民間支援機関と連携し、その第三者性を活かすことにより、学校において児童生徒が被害者となる事象（教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童生徒間のいじめ等）の解決・救済を図るシステム。

⑥携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進

《事業概要》

携帯電話・インターネット上のいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、平成20年度実施の「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」での「7つの提言」を踏まえ、小・中学校は携帯電話の校内への持ち込み原則禁止、府立学校は校内での使用原則禁止をはじめとする学校の指導方針を明確にした取組みを徹底し、携帯電話への依存からの脱却を図り、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう具体的な対策を実施する。また、関係部局とも一層連携し、総合的な対策の検討に努める。

〈携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議〉

携帯電話使用の普及に伴うメールやインターネットによるいじめ等、新たな生徒指導上の課題への対応策が必要であることから、府教育委員会が平成20年5月に「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」を設置した。

平成20年7月には「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、この最終報告を踏まえて、学校や家庭でのルールづくり等「7つの提言」を取りまとめた。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策検討会議の設置及びとりまとめと提言 ・ 指導マニュアルの作成 ・ 啓発用リーフレット等の作成 ・ 実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議でのとりまとめと提言を踏まえた施策の実施 ・ 関係部局と連携した対策検討会議で啓発・指導・規制等による携帯電話・インターネット対策を検討 ・ 指導マニュアルの活用のための教員研修の実施 ・ リーフレットを活用した啓発活動の推進 ・ 相談体制の充実 ・ サイバーネットワーク^{注1}の構築と充実

《スケジュール》

○対策検討会議

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
対策検討会議の 拡充の検討	会議での提言等を踏まえた施策の実施			

○指導マニュアル・リーフレットの活用、相談体制、実態調査

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
指導マニュアルの活用のための教員研修の実施				
リーフレットを活用した学校・地域・保護者に対する啓発				
相談体制の充実				
定期的な実態調査の実施				
→				

○サイバーネットワーク

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
サイバーネットワークの構築	サイバーネットワークの充実			
→				

⑦生徒支援体制の充実（重点項目7③参照）

※注1【サイバーネットワーク】インターネット上の誹謗中傷などの書き込みの削除方法に関する相談など、子どもを犯罪から守るための緊急対応を目的として、政令市を含む大阪府の全市町村教育委員会と府教育委員会、府警察本部サイバー犯罪対策係が協力して構築を計画している情報連携ネットワーク。

重点項目35 今日的な課題に対応した教育の推進**【目標】**

- ・「よのなか科」の手法などを活用し、環境教育・情報教育・法教育など今日的な課題に対応する教育を通して、子どもたちが正しい知識を得て、自ら考え、実行する態度を育成する。
- ・環境教育、情操教育、緑化推進などを進めるため、運動場の芝生化を推進する。

今日的な課題に対応した教育の推進**①環境教育の推進**

地球規模で生じている環境問題について主体的に考え、具体的に実践する態度を育成する

②小学校等の運動場の芝生化の推進

学校支援地域本部と連携するなど、地域住民、NPO、学校等が一体となった運動場の芝生化を推進する

③情報教育の推進

ICTを活用し、情報を収集・編集・判断・発信することができる基礎的な資質や能力を養う

④法教育の推進

法やルールの背景にある価値観、法的なものの考え方を自ら深める態度を育成する

①環境教育の推進

《事業概要》

環境に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術を学習し、体験的な学習等を通して、社会の一員として、地球規模で生じている環境問題（地球温暖化、水質・大気汚染、天然資源、ゴミ・リサイクル、エネルギー等）の解決に自発的に行動する意欲や態度をはぐくむため、関係部局と連携して、すべての教科に関する教科横断型の環境教育を推進する。

〈小・中学校〉

大阪府の環境ホームページ等で、環境学習に役立つ施設やフィールドに関する情報発信を図るとともに、小・中学校で、身近な生きものを「環境指標^{※1}」とする体験・参加型環境学習を推進する。また、環境に対する理解と環境教育の力量を高めるための教員研修を開催する。さらに、遊休農地の活用などを通して、環境や地球規模で生じている環境問題について主体的に考え、身近なところから具体的に実践する態度を育成する。

〈高校〉

地球規模で生じている環境問題について、学校の施設・設備（ビオトープ^{※2}、里山、太陽光パネル等）を活用し、データ分析をするなど、科学的根拠や知識に基づき、理解を深めるとともに、その解決に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を育成する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
・環境教育の実施状況 小学校 566校／625校 [※] （91%） 中学校 189校／291校（65%） ・全府立高校において各教科・科目、総合的な学習の時間等で個別に実施	・全小・中学校で環境教育を推進 ・教科横断型の環境教育を推進 ・教科横断型の教材の開発

※休校(1校)を除く。

※注1【環境指標】環境条件や環境汚染の程度を知る目じるしとなるもの。生物は種類によって好む生活場所が異なるので、ある場所にいる生物を調べることで、その場所の自然度を判定するための目安となる。生物を「環境指標」とする調査では、1つの汚染物質を特定することはできないが、高価な分析機器を必要とせず、誰もが調査することが可能である。

※注2【ビオトープ】自然環境の成り立ちとそのシステムを学ばせるため、人為的に再生された自然生態系の観察モデルのこと。小さな水辺に水草や小魚等を飼育する。

《スケジュール》

○小・中学校における環境教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
「身近な生きもの調査」 ^{注1} 「遊休農地の活用」 ^{注2}				
全小・中学校で各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において環境教育を推進 教員研修の実施 専門的知識をもつ外部講師との連携、学習教材・指導案集の作成及び普及の推進				
各校のエコ事業 ^{注3} について、「こども環境サミット」 ^{注4} を開催、学校発エコ宣言を実施				

○高校における環境教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
教科横断型の環境教育の推進				
教科横断型の教材の開発		成果の発信・普及		

※注1【身近な生きもの調査】NPOの協力を得て、小学校の校内及びその周辺で「セミ」や「トンボ」等を指標種とした調査で、調査結果を「大阪身近な生きもの地図」等として公表し、環境学習教材として活用する。

※注2【遊休農地の活用】遊休農地を学習田畑として活用し、農作物を栽培することを通して、環境や食料問題への興味関心を高めるとともに勤労の尊さや生産の喜びを体得させる。

※注3【エコ事業】「エコロジー事業」の略。環境に優しい事業展開のこと。例えば、地球温暖化防止のための緑化活動、エネルギー削減のための教室消灯、牛乳パックやアルミ缶の回収・リサイクル運動などの取組み。

※注4【こども環境サミット】

環境問題に積極的に取り組んでいる学校が取組みの交流と提言を行い、府内における環境教育の推進を図る。

②小学校等の運動場の芝生化の推進

《事業概要》

環境教育、情操教育、緑化推進などを図るため、関係部局、市町村や学校支援地域本部など地域団体と連携して、地域住民、NPO、学校等が一体となっていく運動場の芝生化を推進する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
24校園にて芝生化（H16～19年度実績） （環境農林水産部 みどりの基金事業 ^{注1} による実施校園のみ記載）	制度を拡充し芝生化実施校園数を拡大

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
芝生化実施校園数を拡大				
→				

※注1【みどり基金事業】緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図るために設置した「大阪みどりの基金」を活用し、運動場の芝生化など地域の緑化活動を行う団体への助成や地域の緑化のモデルとなるような民間施設への助成などを実施しています。

③情報教育の推進

《事業概要》

全小・中学校で、情報機器を活用した授業やメディアリテラシー^{注1}、情報モラル^{注2}等の授業を実施し、子どもたちに「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった情報活用能力を身に付けさせる。そのため、教員研修等を通して、教員の授業におけるコンピュータ活用能力を向上させる。

府立高校では、授業におけるコンピュータの活用を推進するため、新たな情報機器の導入を図るとともに、活用するための教育用コンテンツ^{注3}等の開発を行う。

府立支援学校では、自立と社会参加の観点から、障がいの状況に応じた入力支援機器等の整備をさらに進めるとともに、それらの活用方法等にかかる教員研修を充実し、幼児・児童生徒の情報活用能力の向上を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
授業に I C T を活用して指導する能力を持つ教員約 49%（H19 年度）	小・中・高・支援学校の全教員が授業に I C T を活用

《スケジュール》

○小・中学校における情報教育の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
情報活用能力を高める授業の実施				
情報機器を活用した授業の実施				
I C T 活用実践力教員研修の実施				
➔				

○府立高校における情報教育の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
新たな情報機器の導入とコンテンツ開発、成果の発信・普及				
➔				

○府立支援学校における情報教育の推進

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
情報活用能力を高める授業の実施				
障がいの状況に応じた入力支援機器等の整備				
教員研修の充実				
➔				

-
- ※注1【メディアリテラシー】メディア（インターネット、TV、新聞等）の特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。
- ※注2【情報モラル】情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度であり、ルールの意味を正しく理解し、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度を育てること。
- ※注3【教育用コンテンツ】授業等の教育活動において用いられる教材およびそれらを使用した教授方法（音声や映像によるものも含む）。

④法教育の推進

《事業概要》

小・中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、法教育推進のための指導事例集を活用し、自分たちの身のまわりで起こる様々な問題を題材にして法やルールの背景にある価値観を理解し、法的なものの考え方を身に付けさせる取組みを実施する。

また、府立高校においても法意識や規範意識を高め、公正に事実を認識し、判断できる能力をはぐくむため、法教育を推進する。

《事業目標》

現 状	平成23年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の小・中学校で総合的な学習の時間等で実施 ・各教科・科目、総合的な学習の時間等で府立高校個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校で法教育を推進 ・法教育指導事例集等を活用した取組みを拡充

《スケジュール》

○小・中学校における法教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
法教育指導事例集の作成		全小・中学校で法教育指導事例集を活用した取組みを実践 成果の発信・普及		
→		→		

○高校における法教育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
法教育指導事例集等の活用		府立高校で法教育指導事例集等を活用した取組みを拡充 成果の発信・普及		
→		→		

